

相続税の申告書(続)

修正

○フリガナは、必ず記入してください。

財産を取得した人		参考として記載している場合	財産を取得した人		参考として記載している場合					
フリガナ										
氏名		(参考)			(参考)					
個人番号又は法人番号	※控用には個人番号の記入は不要です				※控用には個人番号の記入は不要です					
生年月日	年月日(年齢歳)				年月日(年齢歳)					
住所 (電話番号)	〒 (- - -)				〒 (- - -)					
被相続人との続柄	職業									
取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与				相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与					
※整理番号										
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表2③)	①			円	取得財産の価額 (第11表2③)	①			円
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑧)	②				相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑧)	②			
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③				債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③			
	純資産価額((①+②)-③) (赤字のときは0)	④				純資産価額((①+②)-③) (赤字のときは0)	④			
	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤				純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤			
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥		000		課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	000		
各人の算出税額の計算	法定相続人の数	遺産に係る基礎控除額								
	相続税の総額	⑦								
	一般の場合 (⑩の場合を除く)	あん分割合 (各人の⑥) (Ⓐ)	⑧	.		一般の場合 (⑩の場合を除く)	あん分割合 (各人の⑥) (Ⓐ)	.		
		算出税額 (⑦×各人の⑧)	⑨		円			.		円
	農地等納稅の適用 を受ける場合	算出税額 (第3表⑬)	⑩			農地等納稅の適用 を受ける場合	算出税額 (第3表⑬)	.		
	相続税額の2割加算が 行われる場合の加算金額 (第4表⑥)	⑪				相続税額の2割加算が 行われる場合の加算金額 (第4表⑥)	⑪			
各人の納付・還付税額の計算	暦年課税分の 贈与税額控除額 (第4表の2⑮)	⑫				暦年課税分の 贈与税額控除額 (第4表の2⑮)	⑫			
	配偶者の税額軽減額 (第5表Ⓐ又はⒷ)	⑬				配偶者の税額軽減額 (第5表Ⓐ又はⒷ)	⑬			
	⑫・⑬以外の税額控除額 (第8の8表1⑤)	⑭				⑫・⑬以外の税額控除額 (第8の8表1⑤)	⑭			
	計	⑮				計	⑮			
	差引税額 (⑨+⑪-⑯)又は(⑩+⑪-⑯) (赤字のときは0)	⑯				差引税額 (⑨+⑪-⑯)又は(⑩+⑪-⑯) (赤字のときは0)	⑯			
	相続時精算課税分の 贈与税額控除額 (第11の2表1⑯)	⑰		00		相続時精算課税分の 贈与税額控除額 (第11の2表1⑯)	⑰	00		
	医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)	⑱				医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)	⑱			
	小計(⑯-⑰-⑱) (黒字のときは100円未満切捨て)	⑲				小計(⑯-⑰-⑱) (黒字のときは100円未満切捨て)	⑲			
	納稅猶予税額 (第8の8表2⑮)	⑳		00		納稅猶予税額 (第8の8表2⑮)	⑳	00		
	申告申告期限までに 納付すべき税額	㉑		00		申告申告期限までに 納付すべき税額	㉑	00		
	納稅額 (⑯-⑲)	㉒	△			納稅額 (⑯-⑲)	㉒	△		
	還付される税額 (㉑-㉒)	㉓				還付される税額 (㉑-㉒)	㉓			
この申告書が修正申告書である場合	小計	㉔				小計	㉔			
	納稅猶予税額	㉕		00		納稅猶予税額	㉕	00		
	申告納稅額 (還付の場合には頭に△を記載)	㉖				申告納稅額 (還付の場合には頭に△を記載)	㉖			
	小計の増加額 (⑯-㉓)	㉗				小計の増加額 (⑯-㉓)	㉗			
	この申告により納付すべき税額又は還付 される税額(還付の場合には頭に△を記載) (㉑又は㉒-㉕)	㉘				この申告により納付すべき税額又は還付 される税額(還付の場合には頭に△を記載) (㉑又は㉒-㉕)	㉘			

第1表(続)(令和6年1月分以降用)

←この申告書で
提出しない人

である場合(参考として記載している場合)は
(参考)を○で囲んでください(その人の分は申告書とは取り扱いません。)

(注) (19)欄の金額が赤字となる場合は、(19)欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、(19)欄の金額のうちに贈与税の外國税額控除額(第11の2表1⑩)があるときの(22)欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。